

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：岩手県教育委員会

1. 全職員（教育委員会全体）

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.8 %
任期の定めのない常勤職員以外	100.1 %
全ての職員	94.0 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別（教育職員）

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
校長相当職	96.9 %
副校長相当職	96.5 %

(2) 勤続年数別（教育委員会全体）

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.6 %
31～35年	94.9 %
26～30年	93.3 %
21～25年	93.9 %
16～20年	94.0 %
11～15年	94.9 %
6～10年	93.9 %
1～5年	96.7 %

【説明欄（教育委員会全体）】

○扶養手当は世帯主である男性に支給している場合が多い等、手当によっては、男女で支給割合が大きく異なる場合がある。主な手当の支給割合は次のとおりである。

- ①扶養手当の受給者に占める男性の割合 : 74.0 % (R7.3現在)
- ②住居手当の受給者に占める男性の割合 : 51.4 % (R7.3現在)
- ③単身赴任手当の受給者に占める男性の割合 : 77.7 % (R7.3現在)

○時間外勤務（超過勤務）は女性よりも男性の方が長い（多い）傾向にある。

一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額は、男性を100とした場合、女性は 48.3 となっている。

※ 教員（教諭等）は時間外勤務手当の支給がないこと。

※ 会計年度任用職員などの非常勤職員については、週の平均勤務時間を常勤職員の週の勤務時間数で除して得た数により、職員数を常勤換算のうえ算定していること。